

国民保護計画を策定

町では、武力攻撃や大規模テロ等の事態などから町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする、「大磯町国民保護計画」を策定しました。

この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護の措置に関する法律（国民保護法）」に基づいて策定をしたもので、武力攻撃が起きた場合には、この計画のもと、町では、国・県・関係機関等と連携して、避難誘導や救援等の措置を行ってまいります。

◆計画の内容

国民保護計画は、次のような構成で策定されています。

総論

計画の位置づけ、対象とする事態など「計画の趣旨」

平素からの備えや予防

関係機関との連携、通信の確保など「事態発生前の準備」

武力攻撃事態等への対処

警報の伝達、避難の指示、救援など「事態発生後の対処」

復旧等

応急復旧、費用の支弁など「事態取捨後の対処」

緊急対処事態への対処

警報の通知、伝達など「緊急対処事態への対処」

◆計画の閲覧場所

- ・防災対策担当（本庁舎1階）
- ・町民情報コーナー（本庁舎、国府支所）
- ・図書館（本館）

※町ホームページからもご覧いただけます。

◎問い合わせ 防災対策担当

☎内線 269

災害時医療救護活動の協定を締結

町医師会、歯科医師会と

町は中郡医師会大磯班、平塚歯科医師会大磯地区と「災害時における医療救護活動についての協定」を締結しました。

この協定は、震度6以上の地震が発生した場合、または、風水害等で多数の被災者が発生した場合等に町が救護所を開設し、町長の協力要請により、医師、歯科医師が救護所に参集し、医療救護活動を行うことを取り決めたものです。

災害が起こり、傷病者が多数発生した場合は、救護所を大磯小学校と国府小学校の二箇所を設置します。救護所ではまず、トリアージ（傷病程度の診断）をし、応急処置及び医療を行い、重傷者については災害医療拠点病院または東海大学医学部付属大磯病院などの後方支援病院に搬送します。

なお、災害が発生した場合は、医師、歯科医師は救護所に参集



します。各診療所は休院となります。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

また今後は、医薬品の安定供給のために薬剤師会との協定締結を進めていきます。

◎問い合わせ

子育て介護課 ☎内線 309

救助工作車を更新

消防署では、交通事故や火災等の災害における救助活動に必要な救助工作車を最新鋭の車両に更新し、配備しました。

この救助工作車は、従来装備していた照明装置やウィンチ装置等の他にクレーン、高圧噴霧消火、高圧油圧せん断等の装置を備え、高度な救助災害に対応が可能となりました。

複雑多様化する救助活動に対し、迅速かつ的確な救助活動が行えるよう日頃から訓練を重ね、出動態勢の強化・充実を図ってまいります。

◎問い合わせ

消防署 ☎(61) 0911



ふれあい会館にAEDを設置



このたび、日本赤十字社神奈川県支部大磯町分区分では、町立ふれあい会館入口付近にAED（自動体外式除細動器）を設置しました。緊急時にお役立てください。

◎問い合わせ

日赤大磯町分区分（福祉課内）☎内線 303